

## 被相続人居住用家屋等確認申請書の記入と添付資料について

### ◎ 申請書の記入

申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 確定申告をする相続人の住所・氏名等</li> <li>● 相続人が複数いる場合は、連名ではなく相続人毎の申請が必要（添付書類も申請毎に必要）</li> </ul>
家屋及びその敷地等の所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象となる家屋及び敷地等の所在地を記入</li> <li>● 登記事項証明書や固定資産課税明細書等で確認ができる。（住居表示ではなく不動産登記の地番）</li> </ul>
家屋の建築年月日	● 家屋の登記事項証明書（閉鎖事項証明書）等に記載
被相続人の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 除票住民票に記載の住所・氏名（住所は相続した家屋と同一）</li> <li>※H31.4.1以降の譲渡の場合、一定の要件で住所が老人ホーム等の場合でも可</li> </ul>
相続発生日	● 除票住民票に記載されている死亡日
相続による取得日	● 遺産分割協議書等により相続分が確定した日
被相続人居住用家屋を取得した他の相続人の氏名及び住所	● 申請者以外に相続人がいる場合は、その相続人の氏名及び住所を記入
被相続人居住用家屋の敷地等を取得した他の相続人の氏名及び住所	
（様式1-2） 家屋の取壊し、除却又は滅失日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 閉鎖事項証明書（滅失登記）に記載された取壊し日</li> <li>● 家屋の解体工事が完了した日</li> </ul>
譲渡日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家屋又は敷地等を相手方に引き渡した日</li> <li>● 譲渡契約書（引渡日に変更となった場合は、実際の引渡日）</li> </ul>

### ◎ 添付書類

○…必要 ×…不要（様式1-1 建物付で譲渡）（様式1-2 解体後更地で譲渡）

	様式 1-1	様式 1-2	提出書類	取得先	注意点
①	○	○	被相続人の除票 住民票（原本）	住民課	● 住所が老人ホーム等の場合は対象となる家屋から老人ホーム等への転居が確認できる除票又は戸籍の附票を用意
②	○	○	相続人の住 民票（原本）	住民課（愛 川町外の場 合、所在地 の市町村窓 口）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 様式1-1（建物付で譲渡）の場合は譲渡日以降に取得した住民票</li> <li>● 様式1-2（解体後更地で譲渡）の場合は家屋を取り壊した日以降に取得した住民票</li> <li>● 相続人が複数いる場合は、相続人全員分の住民票（原本）を用意</li> </ul>
③	○	○	売買（譲渡） 契約書の写 し	仲介不動 産業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請者が契約者であること</li> <li>● 契約書から引渡日が確認できない場合は引渡日が確認できる書類も提出</li> </ul>
④	×	○	建物の閉鎖 事項証明書 （写し）	法務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地の引渡しより前の解体であること</li> <li>● 未登記の場合は、解体業者の解体証明書など解体した日が確認できるものを添付</li> </ul>

様式 1-1	様式 1-2	提出書類	取得先	注意点	
⑤ 以下のいずれかの書類 (⑤・⑥は相続から譲渡までの間、他の用途に供していないことの確認)					
○	○	電気の閉栓日 が確認できる もの(閉栓日が記 載されている領収 書等)	電気業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被相続人がなくなった時から譲渡の時までの間に閉栓していること</li> <li>● 確認できるものがない場合は電力事業者が発行する閉栓証明書</li> </ul>	
		ガスの閉栓日 が確認できる もの(閉栓日が記載 されている領収書等)	ガス会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被相続人がなくなった時から譲渡の時までの間に閉栓していること</li> <li>● 確認できるものがない場合はガス事業者が発行する閉栓証明書</li> </ul>	
		水道の閉栓日 が確認できる もの(閉栓日が記 載されている領収 書等)	町水道事業所 県営水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被相続人がなくなった時から譲渡の時までの間に閉栓していること</li> <li>● 確認できるものがない場合は水道の使用停止届(水道の使用履歴)</li> </ul>	
		広告書面の 写し	宅地建物 取引業者	● 家屋の現況が空き家であり、かつ、解体後の更地引渡しが表示されているもの	
⑥	×	○	解体後の敷 地の写真	解体業者 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 引渡日までに撮影した更地の写真</li> <li>● 撮影日を記載</li> </ul>
⑦ 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合(ただし、H31.4.1以降の譲渡が対象)					
○	○	介護保険の 被保険者証 の写し等	高齢介護 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要介護認定等の通知書や要介護認定等を受けたことを証する書類等も可</li> <li>● 要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録等も可</li> </ul>	
○	○	施設入所契 約書の写し	入所施設	● 入所施設の名称、所在地、入所していた住居が確認できるもの	
○	○	電気・水道・ガ スの閉栓が確 認できるもの	各事業者	● 被相続人が老人ホーム等の入所から亡くなるまでの間で、被相続人が一定の間、貸付の用に供されていないことを確認	
		老人ホーム等が 保有する外出、外 泊等の記録	入所施設		

※「被相続人居住用家屋等確認書」は空き家の発生を抑制するための特別措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)を受けるために必要な書類のひとつです。この書類は特別控除の適用を確約する書類ではございません。確定申告の手続き及び提出するその他の書類につきましては、管轄の税務署へ直接お問合せください。

(お問合せ：愛川町環境経済部環境課環境対策班 電話 046-285-2111 内線 3514)